



大月市

定住促進住宅取得助成金制度の ご案内



大月市内に住宅を取得する方に
住宅取得助成金制度を継続しました！

大月市内の方が新築住宅を取得した場合、
助成金を最高120万円交付します。

大月市外の方が新築住宅を取得した場合、
助成金を最高150万円交付します。

【問い合わせ先】

大月市総務部企画財政課

大月市大月2-6-20

電話:0554-23-5011

市内に新築住宅を取得した方に助成金を交付します。

事業期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日まで（5年間）

助成対象者

次の4つの要件をすべて満たしている者が対象となります。

- ①大月市内に令和2年4月1日以降、住宅の所有権の取得または工事引渡しを完了した新築住宅の所有者。
- ②世帯全員に市税等の滞納がない者。
- ③公共工事等に伴う移転補償で建設した住宅の所有者でない者。
※移転補償で建設した住宅の所有者及び親族等は助成対象者ではありません。
- ④この制度による助成を受けたことがない者。

※申請については、新築住宅の所有権を移転した日または工事引渡しを受けた日から、2ヶ月を経過する日までに交付申請書の提出が必要です。

助成額

※助成金は予算の範囲内で助成します。予算がなくなり次第終了となりますので、あらかじめご了承ください。

①市内申請者（最高120万円）

大月市内在住の方が市内に新築住宅を取得し、助成金を申請する場合

加算金

②配偶者がいる場合 20万円加算



③中学生以下の子どもがいる場合
1人いる場合 30万円加算
2人いる場合 40万円加算
3人以上いる場合 50万円加算



④親と同居する場合 20万円加算

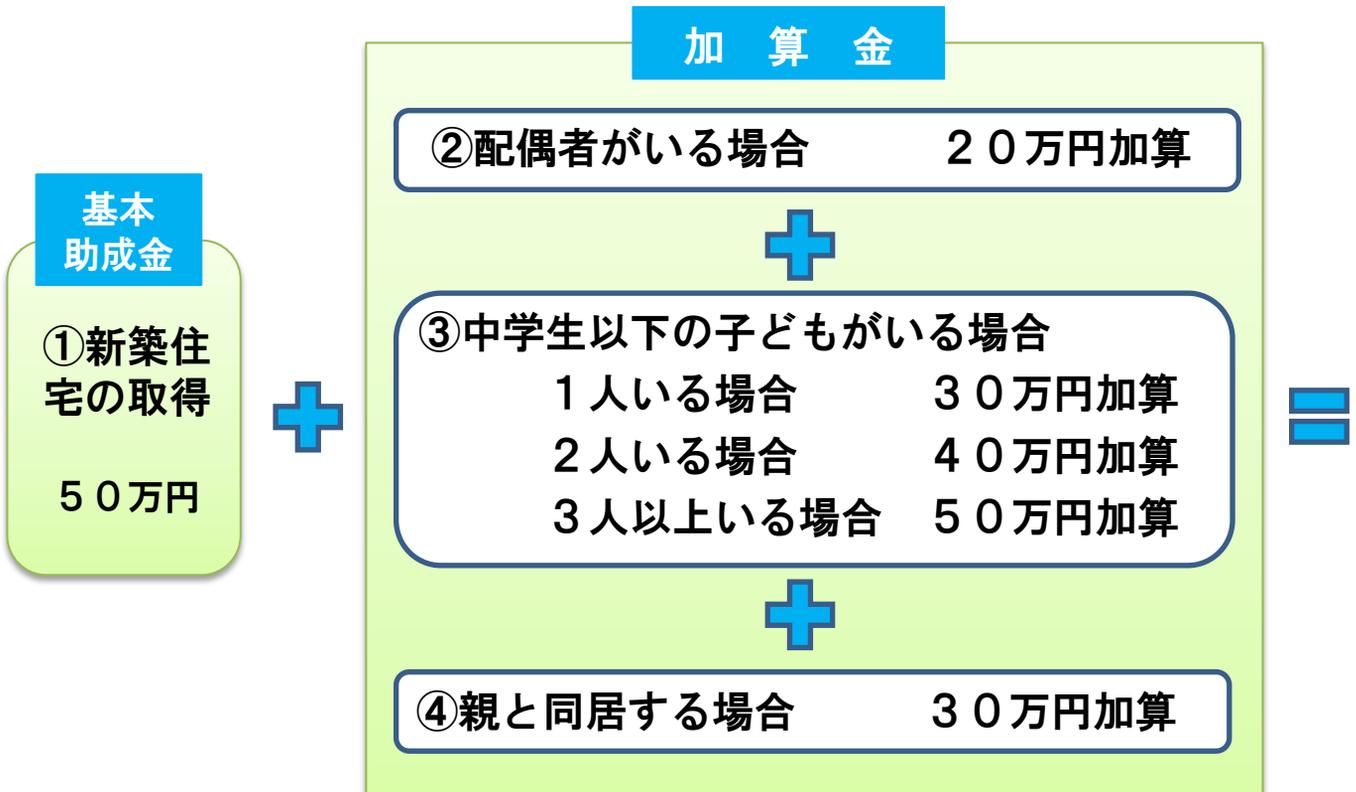
基本助成金

①新築住宅の取得
30万円



②市外申請者（最高150万円）

大月市外在住の方が、市内の新築住宅を取得し、助成金を申請する場合



【用語解説】

(1) 新築住宅

建物登記簿の建築年月日から起算して、3年を経過していない専用または併用住宅であって、まだ人の居住の用に供していないもの。

(2) 市内申請者

本市の住民基本台帳に記載され、市内に新築住宅を取得した者であって、住宅の所有権を取得した者又は工事引渡しを受けた者。

(3) 市外申請者

大月市外から転入し、市内に新築住宅を取得する者であって、転入直前の市外居住期間が1年以上かつ転入後1年が経過する日の前に住宅の所有権を移転、又は工事引渡しを受けた者。

(4) 中学生以下の子ども

市内申請者及び市外申請者と同一世帯に属する満15歳に達する日の前の最初の3月31日までにある者をいう。

(5) 親

市内申請者及び市外申請者と同一世帯に属する父母または配偶者の父母をいう。

～助成金の申請から交付までの流れ～

新築住宅を取得

① 助成金の交付申請（申請者→市）

「大月市定住促進住宅取得助成金交付申請書（様式第1号）」と以下の書類を大月市企画財政課へ提出してください。（郵送可）

- ① 世帯全員の住民票の写し
- ② 市税等に滞納がないことの証明書（納税証明書又は非課税証明書）
- ③ 建物の登記事項証明書
- ④ 住宅の案内図
- ⑤ 居住用面積が確認できる書類（建物平面図）
- ⑥ 住宅の工事請負契約書または売買契約書等の写し
- ⑦ 共有名義同意書（様式第2号）【建物の所有が共有名義である場合】
- ⑧ 戸籍の附表の写し（市外申請者に限る）

② 現地調査（市→申請者）

申請書の書類を審査し、書類上適合となった後、日程調整の上、市職員が実際に住宅の調査にお伺いします。

③ 交付決定（市→申請者）

審査の結果、申請の内容が適当と認められた場合、交付額を決定し、「大月市定住促進住宅取得助成金交付決定通知書」を申請者に送付します。

④ 助成金の請求（交付決定者→市）

交付決定通知書を受領しましたら、「大月市定住促進住宅取得助成金交付請求書（様式第4号）」を、大月市企画財政課へ提出してください。（郵送可）

⑤ 助成金の交付（市→交付決定者）

請求書の内容を確認した上で、指定された口座に助成金を振り込みます。

※この助成金は、所得税法における一時所得に該当します。税金の申告については税務署へご相談ください。